

学びのプラットフォームとしての活用について

1. 西宮中学校改築及び（仮称）コミュニティふらっと宮前整備基本方針

学びのプラットフォームとして、区民の学びや交流の場としての活用が進む施設づくりや、多世代が集い、くつろぎ、身近な地域のコミュニティ形成につながる施設づくりを進めていくため、中学校の教育活動に支障のない範囲で、特別教室等を開放していきます。

【2】西宮中学校改築及び（仮称）コミュニティふらっと宮前整備基本方針
（2）改築・整備基本方針（目標と取組） ⑦目標Ⅶ

【ビジョン3】の取組説明

（目標Ⅶ）

学びのプラットフォームとして、多様な学びのニーズに応えられる施設・設備を備え、区民の学びや交流の場としての活用が進む施設づくり

（取組P）子どもたちの学びと区民の多様な学びが共存し、学び合いや教え合いが生まれ、子どもの学びと地域の方の学びが共に深まる活動やイベントの実施が可能な施設にします。

（取組Q）子どもから高齢者までの多様な利用者を想定し、区民の学びや交流の場としても活用できる施設にします。中学校の特別教室やコミュニティふらっとの諸室を隣接した場所に配置することで、必要に応じて相互利用が可能となる整備を目指します。

【2】西宮中学校改築及び（仮称）コミュニティふらっと宮前整備基本方針
（2）目標と取組（改築・整備基本方針） ⑧目標Ⅷ

（目標Ⅷ）

中学校敷地内へ集会施設を整備するという、本施設の特徴を活かした、多世代が集い、くつろぎ、身近な地域のコミュニティ形成につながる施設づくり

（取組R）中学校教職員とコミュニティふらっとの事業者が日常的にコミュニケーションを取ることができる環境を整備し、施設一体となって地域の学びや交流を促進することができる施設を目指します。

（取組S）コミュニティふらっとに自習や歓談できるラウンジを整備することなどにより、西宮中学校の生徒をはじめとした小・中・高校生が放課後等も利用できる施設にします。

（取組T）コミュニティふらっとは、機能を継承するゆうゆう大宮前館の諸室や利用状況などを踏まえて集会室を整備するほか、バリアフリーにも配慮した施設にします。

（取組U）生徒や教職員が安心して学校教育活動ができるよう、コミュニティふらっとなどの利用者の動線や視線等を考慮し、プライバシーやセキュリティが適切に確保された施設にします。

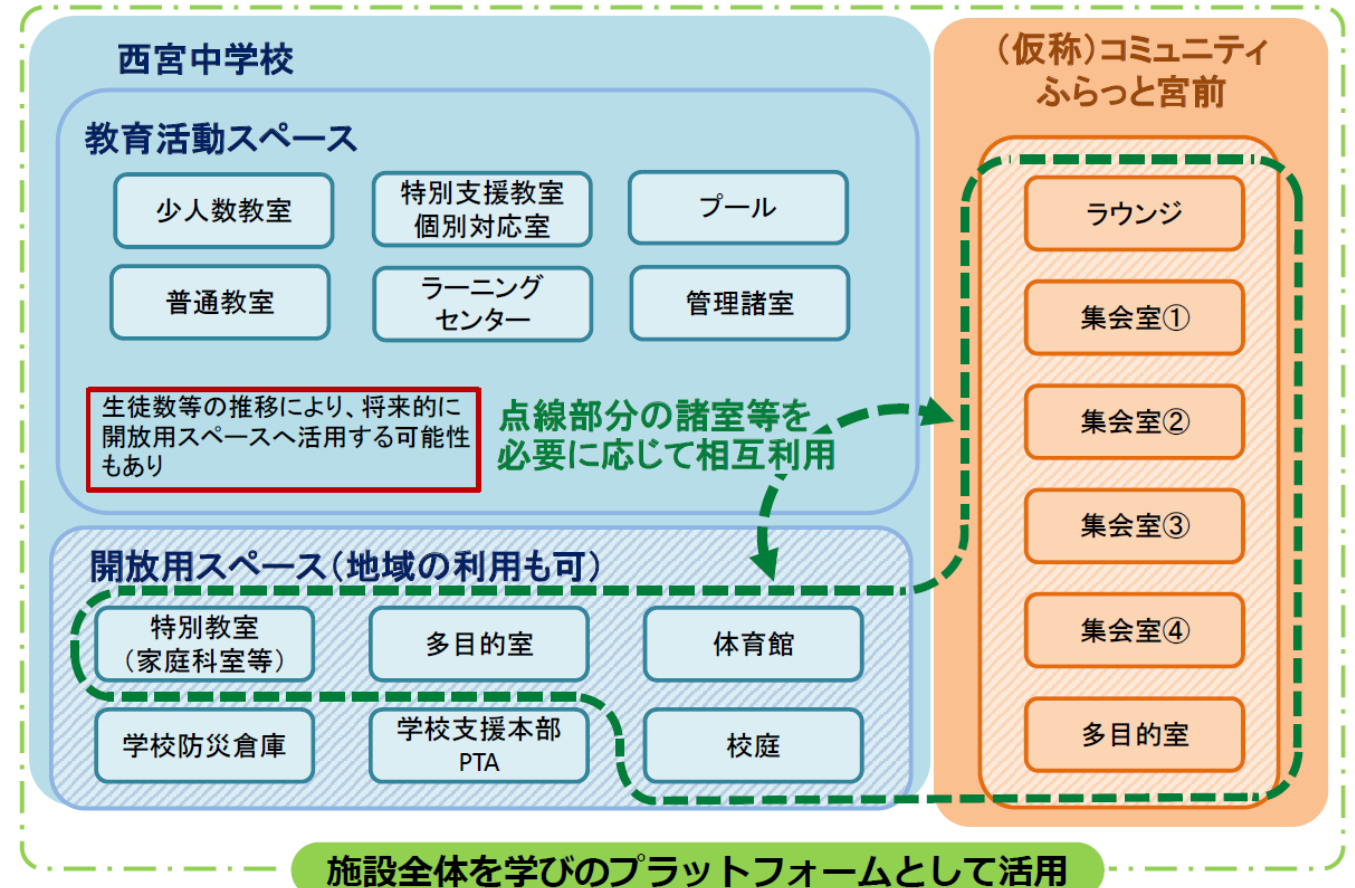
2. 西宮中学校改築及び（仮称）コミュニティふらっと宮前整備基本計画

特別教室等に関しては、整備基本計画にあるとおり、以下のような活用を想定しています。

○学校とコミュニティふらっととの相互利用の一環として、コミュニティふらっとの運営事業者が、年2回の多世代交流イベントや講座等の自主事業を実施する際に会場の一部として利用すること。

○学校支援本部による学校支援活動等の場として活用するほか、学校開放団体が各団体の目的に応じた活動の場として利用すること。

(3) 相互利用と地域利用(中学校とコミュニティふらっとにおける相互利用と地域利用 ①)



3. 特別教室等の活用のイメージ

(1) コミュニティふらっとが実施するイベント

○既に運営しているコミュニティふらっとでは、以下のようなイベントを実施しています。
特別教室を活用することにより、こうした取組を充実させていくことが考えられます。

(一例として…)

- ・ ピアニスト等によるリサイタルや近隣学校の生徒による演奏会等の実施
- ・ 親子手打ちうどん教室
- ・ ティーンのためのアートスクール～銀箔に硫黄で絵を描こう！～

(2) 地域住民同士のつながりの創出の場

○地域住民の文化的活動（楽器演奏、合唱、囲碁・将棋、書道・華道など）の場として活用することにより、地域住民同士のつながりが生まれることが期待されます。

(3) 学校と地域住民の交流機会の創出の場

○西宮中学校には、吹奏楽、美術、英語、将棋等の部活動がありますが、類似の活動を行う地域住民グループとの交流の場として、特別教室を活用することが考えられます。

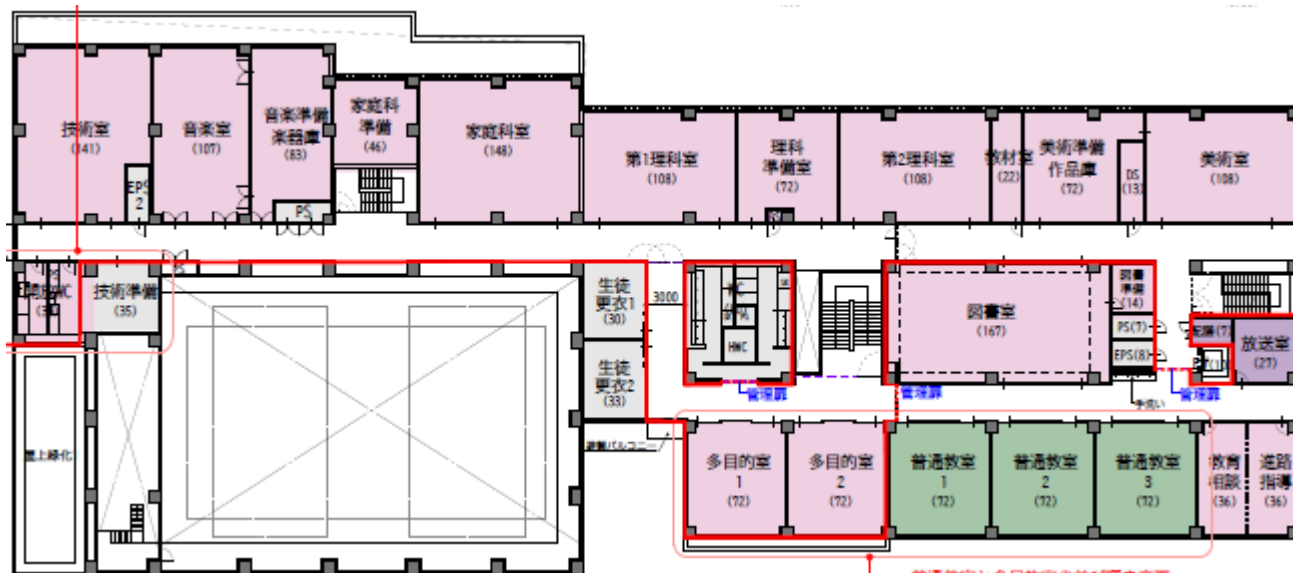
○西宮中学校のボランティア部では、ゆうゆう館の敬老会のお手伝い等をしてきていますが、コミュニティふらっとが特別教室を活用して実施するイベントへの参画など、活動の場、地域住民との交流の場が広がることが考えられます。

4. 開放エリア

(1) セキュリティラインについて

- 改築後の中学校に関しては、セキュリティラインにより開放エリアを区画し、セキュリティラインの中にある特別教室等（多目的室、特別教室）を開放の対象とします。
- セキュリティラインの内側と外側は、廊下に設置した管理扉・シャッター等を閉めることにより区画する予定ですので、特別教室等を利用する区民等が普通教室のあるエリアに立ち入ることはできません。

< 2 階平面図案 >



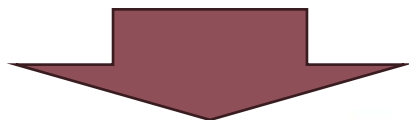
< セキュリティラインの管理扉等のイメージ >



5. 開放エリア

(2) 特別教室等の開放について

- セキュリティラインの中にある特別教室等に関しては、中学校の教育活動に支障のない範囲で開放することになります。したがって、学校とも調整しながら実際に開放する教室を検討していきます。
- その時々事情から開放が難しいと判断した特別教室等に関しては、その部屋に鍵をかけることにより、室内への区民等の立入りを防止することを考えています。



<開放エリア・セキュリティライン設定の考え方>

◆「特別教室等を地域に開放することができるように設計しておく」という考え方です。

※必ずしも、セキュリティラインの中にある特別教室等の全てをただちに開放するということではありません。

※改築後の中学校を数十年間にわたり使用していく中では、学校内の事情や、学校とコミュニティふらっと・地域住民との連携状況など、様々な場面で変化が生じることが想定されます。その際に柔軟に対応できるよう設計しておく必要があると考えています。